

会 議 録

会議の名称	第21回登米市都市計画審議会
開催日時	平成30年3月12日（月） 午後1時30分開会 午後4時15分閉会
開催場所	中田農村環境改善センター2階 研修室
議長（会長）の氏名	会長 遊 佐 正 克 委員
出席者（委員）の氏名	遊佐正克 委員、秋山顕 委員、武藏寛亨 委員、 湯澤市郎 委員、寺島洋子 委員、後藤康治 委員、 高橋清範 委員、佐々木幸一 委員、高橋直嗣 委員、 登米警察署交通課長 佐藤 好信 氏（畠山 寛寿 委員代理）、 山本雅伸 委員、安田隆 委員
欠席者（委員）の氏名	佐野和夫 委員
傍聴人の氏名	渡辺 嘉仲（日本建設新聞社）
事務局職員職氏名	住宅都市整備課長 小野寺憲司 まちづくり専門監 小林和仁 技師 佐々木洋 主事 添田寛人
議 題	登米都市計画（萩洗地区計画）の変更について（諮問） 都市計画・都市交通計画マスタープランの改定について（報告）
会議結果	上記議題の事項は承認されました。
会議経過	別添のとおり
会議資料	別添のとおり

進行項目	
発言者	発言
事務局	<p>只今より会議を開催いたします。</p> <p>本日は、登米市都市計画審議会遊佐会長が途中参加となりますが、現時点で職務代理者と委員代理を含む 11 名の委員が出席しております。委員総数 13 名中過半数の 7 名を超えておりますので、登米市都市計画審議会条例第 5 条第 3 項の規定により会議が成立していることを報告いたします。</p> <p>また、本日の会議の公開・非公開について、申し上げます。登米市審議会等の会議の公開に関する指針第 3 条の規定により、本日の審議案件は、非公開議案に該当しないことから、傍聴人 5 人を限度といたしまして、公開で行うこととしております。</p> <p>なお、本会議における議事録署名人を寺島委員さん、山本委員さんをお願いいたします。</p>
事務局	<p>次に、本来は登米市都市計画審議会遊佐会長から挨拶を頂戴いたしますが、途中参加のため省略させていただきます。</p> <p>また、本日出席予定でした建設部長の中津川ですが、体調不良により欠席いたします。ご了承下さい。</p>
事務局	<p>続きまして、配布資料の確認をさせていただきます。</p> <p>事前の配布資料は、次第、資料 1、資料 2、資料 3 となっています。</p> <p>当日配布の資料は、名簿、資料 1 の P 3～5 の差替え資料、別添資料①となっております。</p> <p>不足等はございませんでしょうか。</p> <p>それでは、登米市都市計画審議会条例第 5 条 1 項に基づき、会長が議長となりますが、遊佐会長がお見えになるまでの間、同条例第 4 条 3 項の定めにより、職務代理者の武藏委員が議長となります。武藏委員お願いいたします。</p>
職務代理者	<p>審議（１）「登米都市計画萩洗地区計画の変更について」を議題といたします。</p> <p>事務局、説明をお願いします。</p>

事務局	事務局説明 資料1 登米都市計画萩洗地区計画の変更について
職務代理者	説明が終わりました。委員の皆様から事務局に確認しておきたいことがあればお受けします。
委員	今回の変更は、既存の地区計画の段階で建っていたものが実は地区計画に不適合だったのでそれらをOKとするために条件を緩和するものなのか、今後建てられる見込みがある建物について誘導のため条件に追加するものなのか、どちらでしょうか。
事務局	そもそもとして、既存の地区計画は条例化をしていないため、不適合のものでも用途地域や建築基準法の制限に則っていれば建築をすることが可能でした。そして、今回の地区計画の変更は、そういった不適合のものをOKとするような意味もありますが、都市計画マスタープランより上位の第二次総合計画等の中で地域の活性化のために集会所等の建築をより推進していくべきだとする記述が設けられたため、それらを取り入れつつ変更するものであります。
委員	建築制限をかけることはできないのでしょうか。
事務局	建築制限をかけることはできるが、かけていないということになります。地区計画は住民合意を元に行うものであり、今建築制限をかけると既存不適合になってしまう物件があることから、今回の変更では条例化まで視野に入れず、あくまで現行のゆるい形で変更をかけさせていただきます。
委員	P8 に地区計画エリア区分の新旧対照表があるが、新しい方の図面の建築物が数年前の状態なのはいかがなものか。(イオンの北側にコメリ等が建っているのに反映されていない) 最新の情報を反映させないなんて、企業なら考えられない。
事務局	萩洗地区計画は、萩洗の区画整理が行われたエリアに対して優良な土地利用を誘導するために用途地域に上乘せして設定したという経緯があります。ご指摘いただいたイオンやコメリの建っている場所等については、コメリの西側の現在農地である場所も含めて将来的には広域商業道

<p>委員</p>	<p>路として商業施設を誘導していくという方針が市のマスタープランの中でうたわれているのですが、具体的な方針については今後揉んでいく必要があるということで今回の変更には含めておらず、そういった点から図面を最新状態に更新することが遅れてしまいました。</p> <p>いずれ最新の状態を反映させるべき。図面も古く、将来的な建築物の誘導についての方針が見えない現状ではどうしても後追いの変更であるように感じる。</p>
<p>委員</p>	<p>今回の地区計画の変更でなぜ道路を挟んでイオン側の部分を含めないのか。この地域全体について地区計画の変更を行っても良いのではないのか。</p> <p>また、地区計画をあえて条例化せず運用していくというのも手法としては有りだが、良好な土地利用を誘導するためにはやはり地区計画を条例化するべきではないかと思う。</p>
<p>事務局</p>	<p>イオン側の地域について、市としてはあくまでも迫町エリアと南方町のエリアで分けて考えており、イオン近辺の部分は内環状道路周辺の土地利用を行うエリアとして別のものと考えています。</p> <p>地区計画についてはやはり現状条例化はせずゆるやかな誘導を行っていくべきだと市では考えています。</p>
<p>委員</p>	<p>迫と南方で分けるとすると、今回新飯島西のエリアが追加されることについて矛盾するのではないか。</p>
<p>事務局</p>	<p>新飯島西のエリアは、道路を境として地区計画のエリアを区分すべきだとする県の方針に則り、当初策定時に町境で区切られてしまっていた部分について現況の土地利用を考慮して今回変更で追加するものです。</p> <p>また、イオン側を今回の変更で地区計画に含めない理由として、用途の変更や地区計画を変更する場合には県との協議の中でかなりの具体性が求められることがあり、内環状道路周辺の土地利用を考えてはいるものの全体としての土地利用（企業誘致の計画）や農業振興計画、用途地域の策定等との兼ね合いがまだ具体的に決まっていないことから、地区計画の変更に踏み切れていない事情があります。</p>
<p>委員</p>	<p>かつて町規模で考えていたことは分かるが、今は合併して市になって</p>

事務局	<p>いるため、現状の土地利用を加味して一体のものとして考えるべきではないか。町域を跨いでいるのは事実だが、萩洗・江合のエリアとイオンのエリアを別のものと見るのには現実的に無理がある。</p> <p>しかし用途地域を跨いでしまう部分があることもあり、今回一気に変更をかけることは難しいことは分かるので、せめて次回変更時には検討していただけるようお願いしたい。</p> <p>今後検討させていただきたいと思います。図面についても、今回は急務だったこともあり古い図面を出してしまったが、今後は新しく分かりやすいものに変えたいと思います。</p> <p>(遊佐会長 着座)</p>
事務局	<p>ご質問の途中ですが、報告させていただきます。</p> <p>ただ今登米市都市計画審議会遊佐会長がお見えになりましたので、これより議長を遊佐会長をお願いいたします。</p>
委員	<p>迫と南方を別のエリアとして考えていることを強調されているが、南方を同一のエリアに含めることは可能なのでしょうか。</p>
事務局	<p>できない訳ではありません。今回の変更では道路を境に北東側とそれ以外でそれぞれ異なる計画を持って考えていきたいと思います。まだ白地の部分については具体的な検討が必要であり、段階的に変更をかけていきたいと考えているので、今回はあくまでも北東側についてのみの提案となってしまうことをご理解頂ければと思います。</p>
委員	<p>地区計画の条例化に向けて、迫町と南方町のエリアが合体した際に住民からの要望を吸い上げていくことについては考えているのでしょうか。</p>
事務局	<p>地区計画はそこに住む住民が快適に住めることがベースであり、住民の声を聞きながらその地区に合った将来像を共有していくことが求められています。そういったことから住民からの要望の吸い上げは当然行っていこうと考えております。</p>
委員	<p>確認ですが、コメリの西側の現在白地の田んぼの部分は都市計画区域</p>

	<p>に含まれていますか。</p>
事務局	<p>都市計画区域には含まれていますが、用途はかかっていません。</p>
委員	<p>地区計画上不適合の建築物を建てたいということで、地区計画の変更について現状で要望が上がってきたことはあるか。</p>
事務局	<p>変更の要望は昨年度よりいくつかが上がってきていました。また、一般低層住宅地区の区域内では、従前の地区計画の制限が厳しかったこともあり、診療所や集会所、保育所、老人ホーム等が不適合となっていました。今回の変更にて建築可能な物件として追加させて頂きました。</p>
委員	<p>一般低層住宅地区について、今まで建っていたものを新たに地区計画に追加したとのことだが、これまでなぜ建築できていたのか。</p>
事務局	<p>用途地域上は建築可能だったが、地区計画上は建築してはいけないと定めていたためです。登米市の上位計画や現況の土地利用と照らし合わせて建築可として良いと判断したため、今回の変更で追加しました。</p>
会長	<p>つまり条件を緩和したと。</p>
事務局	<p>そういうことです。</p>
委員	<p>P4 商業業務地区の L12「危険性の非常に少ない工場」等の記述について、危険性の少なさの規準がどのようになっているのか。あえて「非常に少ない」「少ない」と2つ書いてしてしまうことで混乱を招いたり、かえって工場の建築を推進してしまう危険があるのではないか。</p>
委員	<p>L12「非常に少ない」について記述するのみで、L13「少ない」については書かなくても良いのではないか。</p>
事務局	<p>検討させていただきます。</p>
会長	<p>他に質問はありますか。</p> <p>無いようですので、(1)の案件につきまして「異議なし」として県に答申してよろしいでしょうか。(異議なしの声あり)</p>

	<p>「異議なし」として答申します。</p> <p>(休憩 10 分)</p>
会 長	<p>続いて、報告事項「都市計画マスタープランの改定について」について事務局説明願います。</p> <p>(事務局説明 資料 2 第 2 章 P12 まで説明)</p>
会 長	<p>説明が終わりました。委員の皆様から事務局に確認しておきたいことがあれば質問をお受けします。</p>
委 員	<p>P10 の③公共交通の部分について、議会でも触れさせていただいた内容ではあるが、今後登米市では福祉系の交通ネットワークの構築が求められると思われる。ぜひそういった部分についても市から支援して頂きマスタープランに含めていただきたい。</p>
事務局	<p>今回の定期議会で企画部よりバス関連で回答させていただいた分野ではありますが、医療局でも病院バスとして地域医療構想と絡めて考えている所であります。具体的内容についてはまだ検討中とのことですが、ご指摘いただいた福祉系の交通ネットワークの構築については、行政だけで構築していくのは難しい部分があるので、民間の業者の利用も視野に入れつつ検討を深めていく予定です。それを前提として都市計画マスタープランの中でも記載をしていくこととなります。</p>
委 員	<p>免許を返納した高齢者のような「交通弱者」について触れられていることもあり、この部分で追記していただきたい。今後免許返納を勧めていくようなことがあれば更に移動の不便も進むのではないかと。</p>
委 員	<p>警察としては「生涯現役」を掲げているが、やはり高齢者の運転による死亡事故も発生している。免許の自主返納をされている方もいる中で、やはり遠方への移動手段は求められてくると思われる。</p>
委 員	<p>免許の自主返納について警察から勧めているのですか？</p>
委 員	<p>直接的に免許の自主返納を勧めることはないが、75 歳以上の運転者に</p>

委員	<p>については講習を受けていただいております、自身の運転能力が衰えてきているか等について自覚を促している。ある程度を超えた運転者については医師との相談の上自主的に免許を返納するよう指導いただく場合もある。</p> <p>P9「④農地・山林及び自然系土地利用」の○4「自然環境を守り～」、○7「自然を観光や～」の部分や、P10「③公共交通」の○6「高齢者が利用しやすい～」の部分については、「地域特性、問題等」としての内容にふさわしくないように思う。(ただの意見、感想ではないか) それ以外の部分との表記の仕方が異なるように感じたため、表記を改めていただきたいです。</p>
事務局	<p>改めさせていただきます。</p>
委員	<p>多くの課題が挙げられているが、それぞれの課題に対応する形で、課題への対応策が書かれることになるのでしょうか。</p>
事務局	<p>今回の報告には含まれていませんが、第4章の分野別構想の中でそれぞれの対応策について書かせていただく予定です。</p>
委員	<p>P6「◇個性ある地域づくりと市庁舎及び総合支所のあり方」の部分で市庁舎および総合支所について触れられているが、これらの扱いについては企画部や総務部の考え方と建設部の考え方とで整合性が取れているのでしょうか。</p>
事務局	<p>公共施設の在り方という事でP6,P11にて記述がありますが、市の上位計画の中で市としての方針がしっかりと定められていますので、部署によって考え方が異なるということは無く、全てそれらに基づいた形で個別計画では反映されることとなります。</p>
会長	<p>市庁舎はどのように利用していくことになるのでしょうか</p>
委員	<p>市長の方針としては、所信表明の中で総合支所の拡充を図っていくとされていますが…</p>
会長	<p>また、交通体系について P16 や P18 でうたわれておりますが、登米市</p>

	<p>への流入人口よりも流出人口が増えてしまうのではないかと懸念があります。</p>
委員	<p>そこについては人口が流出していかないような施策を設けていくしかないのかなと思います。</p>
会長	<p>ありがとうございます。では続いて、資料2の第3章 P13 からの説明を事務局にお願いいたします。</p> <p>(事務局説明 資料2 第3章 P13 から説明)</p>
会長	<p>ありがとうございます。従前の計画に対して内容が加わったとのことですが、明確に変わったのはどういった点でしょうか。</p>
事務局	<p>今回の見直しの一のテーマは、平成27年度改正の第二次登米市総合計画の内容を反映させるということであり、その中では少子高齢化の問題について一番スポットを当てています。登米市としては将来的に持続可能なまちづくりをしていきたいということで、迫町の中心部を中心市街地とし、旧町域時代の生活拠点であった市街地を地域拠点として利用し、コンパクトシティプラスネットワークを推進していく観点から、コンパクトに生活拠点を形成しながら、中心拠点と地域拠点を公共交通等を利用してネットワークとして繋げていき、住みよい町を作っていきたいという内容になります。また、それぞれの町の特徴を生かしながら異なる魅力を発信しつつ地域拠点を形成していくために「地域」という考え方を前面に押し出しています。</p>
会長	<p>疎外される地域が無いようにお願いしたいです。</p>
委員	<p>P17の図で、歴史的な特色と景観の特色を同一の円に並べてありますが、言わんとしていることは分かるのですが、住民が読んだ時にこれらが繋がるかというところとわかりにくいのではないのでしょうか</p>
事務局	<p>現状ではまだ地域ごとの特色を拾って並べているだけの状態だったので、自然と歴史について分かりやすく整理したいと思います。</p>
委員	<p>P14にて「(3) 歴史・文化・伝統を活かした特色のある地域拠点の実</p>

事務局	<p>現」と書いてあるが、これはそれぞれの地域で経済活動が行える基盤があることが前提となっているのでしょうか。景観や歴史を活かしていくことは当然必要なのですが、景観や歴史だけでは人が生活していけるだけの経済拠点にはなりえないと思います。</p> <p>P16にて地域拠点がどういったものであるかの記載がなされていますが、地域拠点とは、最低限生活圏として必要なものが揃っていることを前提としています。ひとつの拠点で全ての生活機能がまかなえている場所もありますが、米山町の中津山、東和町の米谷、錦織、米川のように生活の拠点がバラバラに点在している場所もあるため、そういった場所については病院などの生活機能が一定程度集積されている部分を拠点として集約していき、地域拠点においてはしっかりと生活が行えるようなまちづくりをしていきたいと考えています。</p>
委員	<p>住民から「(人がいないので) 店が無くなってしまう。なんとかしてほしい」といった声もある。この後の地域別構想の中で触れられるのだと思うが、地域拠点とは普段の生活を送ることができるという事が前提になると思われるので、景観や歴史について活かしつつも、基本はやはり経済基盤や生活基盤であるため、頭の中には当然あるのかもしれませんが、しっかりと記入して頂きたいと思います。</p>
事務局	<p>ただいまご指摘頂きました件について、この後の地域別構想の章を作成するに当たっては実際に地域の住民からまちづくりの問題点等について意見を聞く機会を設けようと考えております。その際にご指摘頂いた件についても考慮しつつ作成していきたいと考えています。</p>
委員	<p>1つ目に、都市計画マスタープランとは市のハード面について考えるものと思われるが、第二次総合計画のようなソフト面の計画との整合性やつながりが今回の資料からは見えてこない。P2に計画の体系図があるが、二次総合計画が上位にあるとしたらあまりにも表記が小さく、どういった繋がりなのかが分からない。ただ課題をずらずらと並べるだけではなく、根拠や上位計画からの引用やつながりについて分かりやすく提示すべき。</p> <p>2つ目に、これは都市計画マスタープランだけで対応できる問題では無いのかもしれないが、外国人労働者の問題について現状や対応策について記載する必要があると思われる。少子高齢化問題や、有効求人倍率の</p>

	<p>問題については記載があるものの、これらと密接に関わってくる上に登米市内でも現に問題になってきているため記載してほしい。</p>
会 長	<p>2つ目の問題については、確かに「人のデザイン」についての記述がマスタープランの中には見られない。ハード面である都市計画に即するかはわからないが、書くことは必要だと思われる。</p>
委 員	<p>ハードはソフトに即する。ソフト面の策定をする部署との整合性をとりつつ記載するべき。</p>
会 長	<p>他に質問はありませんか。質問がないようですので、本件については以上といたします。</p> <p>続きまして、報告事項「都市交通計画マスタープランの改定について」についてということで、資料3について事務局説明願います。</p>
事務局	<p>(事務局説明 資料3)</p>
会 長	<p>説明が終わりました。委員の皆様から事務局に確認しておきたいことがあれば質問をお受けします。</p>
事務局	<p>今回都市交通計画マスタープランについては初めて報告させて頂くこともあり、第1章の現況の整理についてのみ触れさせて頂きました。続く2章等の中で現況に対する課題や解決策について記述をしていきます。</p> <p>交通計画マスタープランということで、交通ネットワークや公共交通に対する大きな考え方を示すものであり、具体的な内容としては地域の公共交通ネットワークの考え方や市民バスのルートやダイヤ等について個別計画で示していきます。大きな方針としては上位計画に則って考えていきます。</p>
事務局	<p>課題の整理等については次回以降の都市計画審議会にて報告させていただきます。</p>
委 員	<p>現況の整理と言うが、時系列の変化が見えなかったり、数字が平成20年度の古いデータも載っている。交通量調査などは特に時系列での変化が知りたい。数字で示せるものについては極力最新のものや時系列の変化を示したほうがよろしいのではないのでしょうか。</p>

事務局	<p>バックデータの資料として委員の皆様には次回以降の都市計画審議会では数字の資料をお示しさせていただきます。</p>
委員	<p>県のデータとして公開している交通量調査等の基準年度は10年毎となっているため、最新のものでも平成20年度の古いデータとなってしまう場合もあります。市で独自に交通量調査を行っていただければ別ですが…</p>
委員	<p>せめてある分については少しでも最新のものを示すべきかと。</p>
会長	<p>他に質問がありませんか。質問がないようですので、本件については以上といたします。</p> <p>本日の議事は以上であります。ここからは事務局に進行をお願いします。</p>
事務局	<p>以上で本日予定いたしました案件はすべてご審議いただきました。委員の皆様から連絡事項等がありましたら、お願いいたします。</p> <p>それでは、閉会にあたり、職務代理者の 武藏 寛亨 委員から閉会のあいさつをお願いいたします。</p>
委員	<p>(閉会の挨拶)</p>
事務局	<p>ありがとうございました。以上をもちまして、第21回登米市都市計画審議会を閉会といたします。</p> <p>「閉会」</p>